

事 務 連 絡

平成31年2月22日

各都道府県専修学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局
生涯学習進課専修学校教育振興室

キャリア形成促進プログラムとして認定する専修学校の特別の課程について（依頼）

平成30年度におけるキャリア形成促進プログラムとして認定する専修学校専門課程又は特別の課程については、平成30年8月24日付け事務連絡「キャリア形成促進プログラムとして認定する専修学校の専門課程又は特別の課程の推薦等の手続について」により推薦いただき、平成31年1月18日付けで認定を行ったところです。

このうち、特別の課程については、学校教育法施行規則の一部を改正する省令により、平成31年4月1日から総時間数が120時間以上から60時間以上に引き下げられることとなっており、今後は60時間以上120時間未満のプログラムについても対象となることとなります。

なお、厚生労働省においては、キャリア形成促進プログラムの認定を受ける課程のうち、60時間以上120時間未満のプログラムについて、平成31年10月1日から新たに特定一般訓練給付の対象とする予定となっています。

こうしたことから、現時点において、60時間以上120時間未満のプログラムを開設し、キャリア形成促進プログラムとしての全ての認定要件を満たし、実施要項に基づく推薦（概ね4月上旬頃）が可能な状態であって、かつ平成31年度前半からただちに認定を希望する課程について、推薦の意向がある場合は、平成31年3月20日（水）18時までに、下記担当あて当該課程の「設置者名」「学校名」「プログラム名」「総授業時数」をお知らせいただくようお願いします。該当がない場合も期限までにその旨回答をお願いします。

（留意事項）

- ※1 特別の課程が認定を受けるためには、学則に当該プログラム名称、定員、修業期間等が規定されていることが必要となりますので御留意ください。
- ※2 2019年度としての推薦依頼は、次年度に別途行います。

<参考：文部科学省ホームページ>

○キャリア形成促進プログラム

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1408442.htm

<参考：厚生労働省ホームページ>

○教育訓練給付制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

○労働政策審議会人材開発分科会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-rousei_126986.html

文部科学省総合教育政策局 生涯学習推進課専修学校教育振興室 専修学校第一係 TEL：03-6734-2915 FAX：03-6734-3715 E-mail：syosensy@mext.go.jp
